

専門医会幹事選挙に関する内規 (「専門医会に関する規則」の廃止に伴い廃止)

(目的)

第1条 本内規は、専門医会に関する規則第6条第2項に基づき、幹事の選出について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 本内規による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、委員会という）が行う。

2 委員会は5名で構成する。委員会委員（以下、委員という）は、専門医の資格を有する者（専門医の認定状況が保留・喪失以外の者）の中より選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、委員は幹事候補者にはなれない。

3 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

4 委員長は、委員の中から互選する。

5 委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。但し、委員長に事故あるときは、他の委員の互選により委員長代行者を決定する。

6 委員会の議長は委員長とする。

7 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(投票)

第3条 投票は、選挙人1名につき10票の電子投票、または郵送投票にて行う。

2 郵送投票用紙は、委員会の定めたものを用い、未達による再発送は行わない。

3 定数内で、白票を除く有効投票の上位得票者を当選とする。

4 得票が同数の場合は、委員長の抽選により当選者を決める。

5 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

(選挙の日程)

第4条 選挙は、専門医会定例総会（以下、専門医会総会という）に合わせ、概ね以下の日程で行う。

(1) 選挙告示、幹事立候補受付及び郵送投票申込の受付：110日前

(2) 立候補締切：80日前（必着）

(3) 立候補者名・所信表明の告示：60日前

(4) 郵送投票申込の締切：60日前（必着）

(5) 電子投票・郵送投票開始：45日前

(6) 電子投票・郵送投票締切：15日前（必着）

(7) 開票報告：専門医会総会

(被選挙人)

第5条 立候補者は、選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有する者で、専門医2名の推薦を受けて届け出た者とする。

- 2 立候補者を推薦する専門医は、選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有する者とする。
- 3 立候補者は立候補に際して、立候補届・推薦状・所信表明（別紙）を提出する。
- 4 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に専門医の認定状況が保留・喪失となった者は、被選挙権を喪失する。

（選挙人）

- 第6条 選挙人は選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有する者とする。
- 2 専門医の認定状況が保留となっている者に選挙権はない。また、選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に保留解除となった場合も、選挙権はない。
 - 3 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に専門医の資格を喪失した者は、選挙権を喪失する。

（告示）

- 第7条 委員会は、立候補者名、それぞれの所信表明をあらかじめ全専門医に告示する。
- 2 委員会は、選挙結果を全専門医に報告する。

（開票）

- 第8条 委員会は、選挙期日までに専門医の資格を有する者の中から開票立会人3名を指名する。
- 2 開票は、委員会が開票立会人のもとで行わなければならない。
 - 3 次の投票は、これを無効とする。
 - （1）電子投票と郵送投票、どちらも行ったもの
 - （2）郵送投票の際、定められた投票用紙を用いなかったもの
 - （3）定められた連記人数を超えているもの

（特別幹事）

- 第9条 幹事が選出されなかった地方会から特別幹事を選任することとする
- 2 特別幹事の選任方法は以下の通りとする
 - （1）当該地方会から立候補者があった場合は、得票数の多い者1名を選任する
 - （2）当該地方会から立候補者が無かった場合は、地方会代表幹事が1名を指名し、選任する
 - （3）地方会代表幹事の特別幹事指名は、開票後2週間以内に行う

附 則

本内規は、平成22年3月13日より施行する。
平成26年4月26日より施行する。
令和6年6月12日に廃止する。

【別紙】

- 一、リハビリテーション科専門医会幹事 立候補届
- 一、リハビリテーション科専門医会幹事立候補者 推薦書
- 一、リハビリテーション科専門医会幹事 立候補所信表明